

令和3年度 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

庄内交通株式会社

【安全方針】 安全が最優先・法令を守る

【安全方針標語】 初心にかえり、基本動作を確実に、命預かる安全運転

＝輸送の安全に関する基本的な方針＝

- (1) 社長及び役員は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も最重であるという意識を徹底させます。
- (2) 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行するほか、絶えず輸送の安全性向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表します。

1. 安全重点施策

(1) 安全意識を高める

- ①法令やルールを守ります。
- ②安全は他人事ではなく、自分事としてとらえます。
- ③組織の一員として協力・協調し、安全に取り組みます。

(2) 安全運転の基本動作による事故防止、バック事故・車内事故の撲滅

- ①安全呼称をします。
- ②運転の心構えを理解します。
- ③視点が高い、重心が高い、車体が高い特徴に合わせた運転をします。
- ④内輪差、巻き込み、ふくらみ、オーバーハングの特徴に合わせた運転をします。
- ⑤車幅が広い特徴に合わせた運転をします。
- ⑥死角が大きい特徴に合わせた運転をします。
- ⑦お客様の安全を確保するための運転をします。
- ⑧横断中の事故を防止する運転をします。
- ⑨悪天候、夜間の事故を防止する運転をします。
- ⑩バス停で安全を確保する運転をします。

2. 安全重点施策の取り組み

安全統括管理者は、安全重点施策の取組計画を具体的な内容で策定し、社員に対して常に「見える化」「見せる化」を図ることで、現場において「何をすべきか」を明確にします。

3. 安全管理規程

別添のとおり「安全管理規程」を定めています。

4. 安全統括管理者

道路運送法第22条の2第2項4号の規定により、安全統括管理者を選任しています。
常務取締役 高橋 広司

5. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

令和2年度の達成状況

	種別	目標	達成状況
①	有責事故	12件	13件
②	車内事故	0件	1件
③	構内事故	0件	0件
④	バック事故	0件	4件
	合計	12件	18件

令和3年度 目標

	種別	目標
①	有責事故	12件
②	車内事故	0件
③	構内事故	0件
④	バック事故	0件
	合計	12件

6. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

対象となる事故はありません。

7. 輸送の安全に関する措置

(1) 営業所巡回

安全統括管理者ならびに安全管理部長は、毎月1回、全営業所を対象とした巡回や社員との意見交換を実施し、業務の改善および輸送の安全性の向上に取り組みます。

(2) 輸送の安全に関する研修

①乗務員および事務員関係

ア) 安全意識を高めるための研修を、年間計画によって実施します。

イ) 添乗調査のデータを集約・分析し、その結果を安全運転研修に活用します。

ウ) ドライブレコーダーを活用した安全運転研修を実施し、技量を維持・向上させ事故防止策に取り組みます。

エ) 特定の運転者(初任運転者、高齢運転者、事故惹起運転者)およびその他指導を要する運転者への研修訓練に取り組むとともに、初任診断・適齢診断・一般適性診断を実施します。

②運行管理者関係

運行管理者の責務や法令、輸送の安全確保に関する知識並びに厳正な点呼執行のため、国土交通大臣が認定する一般講習を受講させます。

③整備管理者関係

整備管理者の責務や法令、車両の点検・整備・保安並びに車両事故の防止に万全を期するため、地方運輸局長が行う研修を受講させます。

④安全担当者関係

安全担当者の安全知識の向上を図るため、外部機関の主催する輸送の安全に関する研修会・講習会等を受講させます。

(3) 健康に起因する事故防止への取り組み

①社員の健康状態の把握および指導に努め、健康に起因する事故防止策に取り組みます。

②健康診断結果における要健康管理者には、状態に応じて保健師による健康管理にくわえ、産業医との面談を実施し、健康管理の重要性の周知・管理に取り組みます。

③睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査および脳MRI健診を実施します。

④新型コロナウイルスの感染拡大予防策に取り組みます。

(4) 事故調査審議委員会の開催

事故調査審議委員会を毎月1回開催し、当該期間に発生した事故の原因究明および対策を講じ再発防止策に取り組みます。

(5) 庄交グループ交通安全推進委員会の開催

年間計画に基づき交通安全推進委員会を開催し、各種安全運動を通じ安全に対する点検と改善、意識高揚に取り組みます。また、全営業所において職場会議を開催し、交通安全推進委員会で策定した推進事項について、周知徹底を図り事故防止策に取り組みます。

- ①春の交通安全県民運動（4月初旬）
- ②夏の安全県民運動（7月中旬～8月中旬）
- ③夏季の輸送安全総点検（7月初旬～8月下旬）
- ④秋の交通安全県民運動（9月下旬）
- ⑤冬の交通安全県民運動（12月中旬）
- ⑥年末年始輸送安全総点検（12月中旬～1月中旬）

(6) 交通安全部会の開催

安全統括管理者は、毎月1回、労使メンバーからなる交通安全部会を開催し、安全方針の浸透定着、安全重点施策の進捗達成、情報伝達およびコミュニケーションの確保の状況を把握し、明らかになった課題などについて、必要な改善措置を講じます。

(7) 運行管理部会の開催

安全統括管理者は、毎月1回、安全管理部と営業所の代表者による意見交換などを含めた運行管理部会を開催し、双方で情報の共有を行い輸送の安全性向上に取り組めます。

(8) 社員の声を安全施策に反映させる取り組み

安全統括管理者は、社員から寄せられた安全に関する意見や気づき、ヒヤリ・ハット体験を「安全に関する社員の声」として集約し、関係箇所と調査・検討を行ったうえで、安全施策に反映させるとともに、会社全体で共有化します。

(9) 非常事態対応訓練

- ①高速道路上での非常事態を想定した乗客避難誘導訓練および乗務員対応訓練を、県警高速隊・消防署・NEXCO東日本と共同で計画します。
- ②自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く)において、連絡通報体制および避難誘導體制が機能するよう実践的な訓練を実施します。
- ③バスジャックを想定した実践的な訓練を実施します。

(10) 安全教室(校外学習)等の実施

小・中学生や地域住民を対象とした安全教室を実施し、事故予防を呼びかけます。

8. 輸送の安全に関する投資

- ①車両については、車齢・総走行キロを勘案し計画的に代替します。
- ②衝突被害軽減・非常時緊急停止装置などを搭載した車両を計画的に導入します。
- ③タイヤの交換は、走行キロおよび冬季走行などを勘案し計画的に実施します。
- ④乗務員の健康起因事故防止策として、睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査および脳MRI健診を実施します。

9. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別添1のとおり定めています。

10. 事故・災害に関する報告連絡体制

別添2のとおり定めています。

11. 輸送の安全に関する内部監査および改善措置

社長および安全統括管理者により、営業所および安全管理部に対する内部監査を実施します。内部監査の結果については、適宜会議などにより報告し継続的改善に取り組めます。

輸送の安全に関する研修計画

月	全体研修	個別研修	外部研修
4月	春の交通安全県民運動 安全運動職場集会 安全研修・乗務員添乗研修 【指導監督指針】 1. 事業用自動車を運転する場合の心構え 4. 乗車中の旅客の安全を確保するために留意する事項 5. 旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項 6. 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況 10. 健康管理の重要性 15. ドライブレコーダーを活用したヒヤ・リハット体験等の共有	安全運転研修 (車内アナウンス研修) 【指導監督指針】 14. ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転(発生時)	
5月		自損事故防止研修 (バック時の安全確認) 【指導監督指針】 14. ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転(発生時)	
6月	全国安全週間準備期間 職場環境整備(整理整頓、定物定位) 【指導監督指針】 11. 安全性の向上を図るための装置を備えた貸切バスの適切な運転方法	エコドライブ研修(アイドリングストップ) 安全点検研修 【指導監督指針】 14. ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転(発生時)	安全運転講習会
7月	全国安全週間 明るいやまがた夏の安全県民運動 車内事故防止キャンペーン 安全運動職場集会 安全研修・乗務員添乗研修 【指導監督指針】 2. 事業用自動車の運行の安全及び旅客を確保するために遵守すべき基本的な事項 7. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 13. 非常用信号用具、非常口、消火器の取り扱い 15. ドライブレコーダーを活用したヒヤ・リハット体験等の共有	構内事故防止研修 山岳観光路線研修 始業点検、終業点検研修 【指導監督指針】 14. ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転(発生時)	
8月	明るいやまがた夏の交通安全県民運動	過労運転、飲酒運転防止研修 【指導監督指針】 14. ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転(発生時)	踏切事故防止講習会
9月	秋の交通安全県民運動 安全運動職場集会 安全研修・乗務員添乗研修 【指導監督指針】 3. 事業用自動車の構造上の特性 8. 運転者の運転適性に応じた安全運転 9. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 15. ドライブレコーダーを活用したヒヤ・リハット体験等の共有	実車死角研修 【指導監督指針】 14. ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転(発生時)	
10月	全国労働衛生週間 健康強調月間	健康管理研修 【指導監督指針】 14. ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転(発生時)	エコドライブ運転実技研修会 高速道での避難誘導訓練 ※県警高速隊・消防署・NEXCO東日本
11月	秋の火災予防運動 高齢者の交通事故防止推進推進強化月間	追突事故の防止研修 夜間薄暮事故防止研修 【指導監督指針】 14. ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転(発生時)	
12月	冬の交通安全県民運動 安全運動職場集会 安全研修・乗務員添乗研修 【指導監督指針】 12. 異常気象時における対処方法 15. ドライブレコーダーを活用したヒヤ・リハット体験等の共有	飲酒運転防止研修 雪道走行訓練 【指導監督指針】 14. ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転(発生時)	
1月	年始の安全宣言 事故事例に学ぶ指導講習会	冬型事故防止研修 車両清掃研修 【指導監督指針】 14. ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転(発生時)	
2月	生活習慣病予防週間	凍結路事故防止研修 健康管理研修 【指導監督指針】 14. ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転(発生時)	
3月	春の火災予防運動	車内整理整頓研修 【指導監督指針】 14. ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転(発生時)	安全運転研修会(労基法等含む) 救急救命講習会 【指導監督指針】 12. 異常気象時における対処方法 13. 非常用信号用具、非常口、消火器の取り扱い

庄内交通株式会社 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条及び第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2 グループ関連企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 社長は次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一 安全統括管理者

二 運行管理者

三 整備管理者

四 その他必要な責任者

2 安全管理課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し全営業所を統括し、指導監督を行う。

3 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。

4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 社長は取締役及び執行役員のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- 六 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う、

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連結体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎事業年度終了後100日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から実施する。

制定年月日

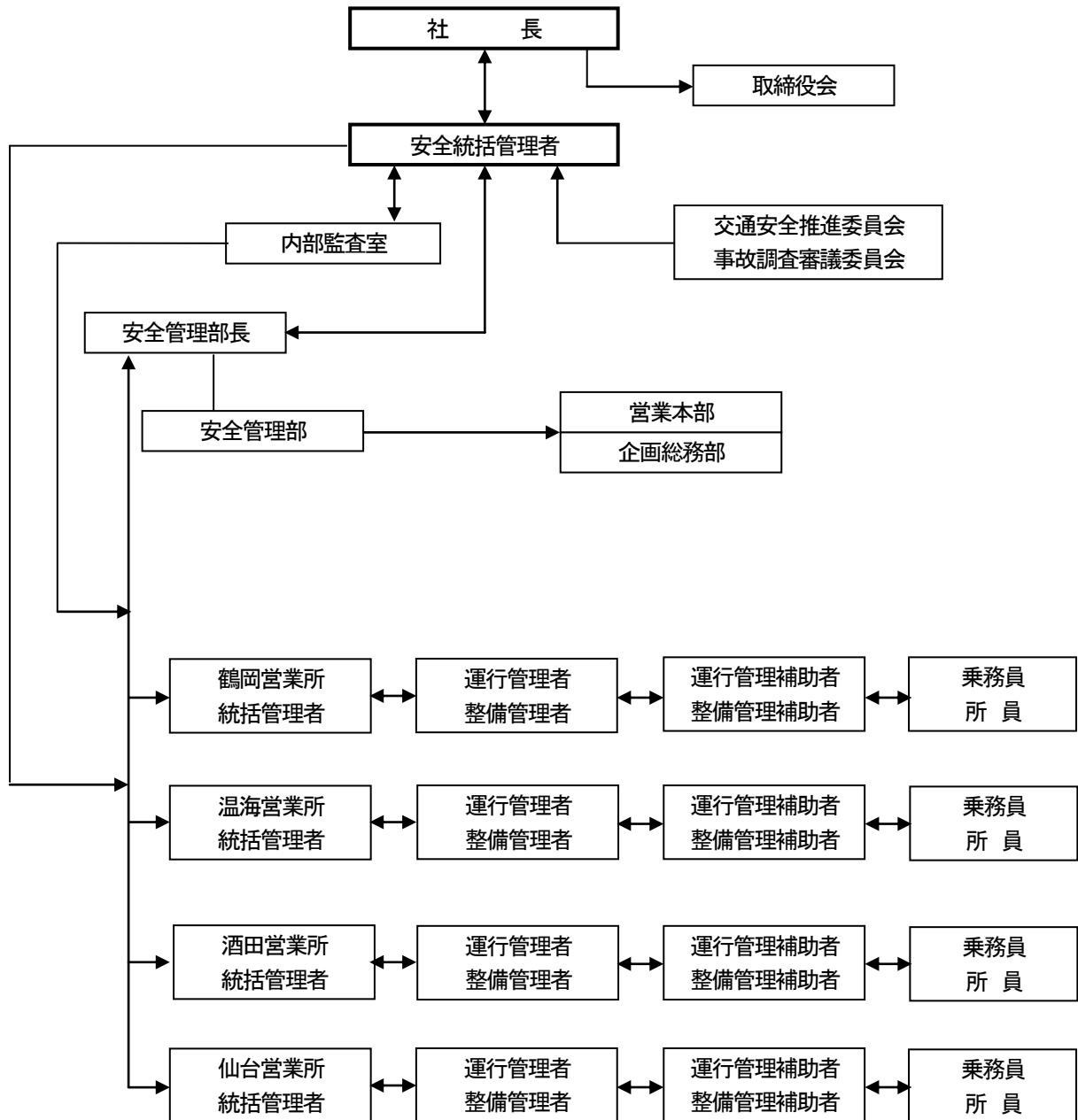
平成18年10月1日

平成26年1月6日(改正)

平成29年5月25日(改正)

平成30年9月25日(改正)

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



重大事故・災害発生時等における緊急報告体制

